

千葉県議会広報委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 議会広報に係わる基本的事項を協議し、その円滑な推進を図るため、千葉県議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会の広報紙の編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) 議会放映に関すること。
- (4) その他議会広報に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、会派から1人ずつ選出した委員をもって構成する。ただし、10人以上の会派は2人とする。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。
- 3 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の委員の任期の残任期間に相当する期間（当該選出された委員が補欠委員である場合にあっては前任者の残任期間）とする。
- 3 任期満了による委員の改選は、任期満了の日以前に行うことができる。

（会議）

第5条 委員長は、会議を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、その職務を代理する。
- 3 会議は、過半数の委員をもって成立する。

（傍聴の取扱）

第6条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、議会事務局調査課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

「ちば市議会だより」発行委員会設置要綱は、同日をもって廃止する。